

福岡県公報

平成十八年七月十四日
第二千五百五十八号
増刊 ①

目次

規 則 (第六十八号)

○福岡県立ももち文化センター条例施行規則 (生活文化課) ……………一

告 示 (第千三百四十九号)

○議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等補償に関する条例に
基づく身体障害者療護施設に準ずる施設の一部改正 (総務事務センター) ……………六

規 則

福岡県立ももち文化センター条例施行規則を制定し、ここに公布する。

平成十八年七月十四日

福岡県知事 麻 生 渡

福岡県規則第六十八号

福岡県立ももち文化センター条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、福岡県立ももち文化センター条例(平成十八年福岡県条例第四十五号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(申請書及び添付書類)

第二条 条例第四条第一項の規則で定める申請書は、別記様式によるものとする。

2 条例第四条第一項第二号の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 団体の事業及び活動内容に関する書類

二 団体の財務状況に関する書類

三 その他知事が必要と認める書類

(休館日)

第三条 センターの休館日は、次のとおりとする。

一 月曜日。ただし、大ホールについては、第一月曜日及び第三月曜日

二 前号に掲げる日が、国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日(以下「休日」という。)にあたるときは、その翌日以降の休日に

あたらない日のうち、直近の日

三 十二月二十九日から翌年一月三日まで

2 指定管理者は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、あらかじめ

知事の承認を得て、休館日を変更し、又は別に定めることができる。

3 前二項の規定にかかわらず、知事が必要と認めた場合は、臨時に休館し、又は開館

することができる。

第四条 センターの開館時間は、次のとおりとする。

一 本館 午前九時から午後九時まで

二 大ホール 午前九時から午後十時まで

2 指定管理者は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、あらかじめ

知事の承認を得て、開館時間を変更することができる。

3 前二項の規定にかかわらず、知事が必要と認めた場合は、開館時間を変更すること

ができる。

第五条 条例別表備考二の規則で定める場合は、営業の宣伝その他これに類する催物を

行う場合とする。

(超過利用料金)

第六条 条例別表備考三の規則で定める額は、次のとおりとする。

一 条例別表に掲げる利用時間を超えてセンターを利用する場合 別表第一に掲げる

額

二 大ホールの利用者が、練習、準備等のために大ホールを利用する場合 条例別表

に定める額の七十パーセントに相当する額

(附属設備等利用料金)

第七条 条例別表備考四の規則で定める額は、別表第二のとおりとする。

(利用料金の徴収時期)

第八条 利用料金の徴収時期は、センターの利用の許可をするときとする。ただし、国若しくは公共団体が利用する場合又は指定管理者が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(減免)

第九条 条例第六条第七項の規定に基づく利用料金の減額又は免除は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める利用料金の額について行うものとする。

- 一 指定管理者があらかじめ知事の承認を得て、特に必要と認める場合 指定管理者が認める額
- 二 前号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める場合 知事が認める額

(還付)

第十条 条例第六条第八項の規定に基づく利用料金の還付は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める額について行うものとする。

- 一 利用者の責めに帰することができない理由でセンターを利用できなくなった場合 利用料金の全額又は一部の額
- 二 利用者が、あらかじめ知事の承認を得て指定管理者が別に定める日までに取消しを申し出た場合 指定管理者が別に定める額
- 三 前二号に掲げるもののほか、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て、特に必要と認める場合 指定管理者が認める額
- 四 前三号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める場合 知事が認める額

(利用料金の端数計算)

第十一条 センターを利用する場合において、条例別表の備考二、第六条又は別表第二の備考二の規定に基づき決定された利用料金の額に十円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。

(補則)

第十二条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定については、

公布の日から施行する。

別表第一(第六条関係)

時間区分		算定基準時間及び額		超過時間		超過利用料金	
午前七時から午前九時まで	条例別表に掲げる午前九時から正午までの額	一時間以内	五十パーセントに相当する額	一時間を超え二時間以内	百パーセントに相当する額	二十五パーセントに相当する額	二十五パーセントに相当する額
正午から午後五時まで	条例別表に掲げる午後一時から午後五時までの額	一時間以内	五十パーセントに相当する額	一時間を超え二時間以内	百パーセントに相当する額	二十五パーセントに相当する額	二十五パーセントに相当する額
午後五時から午後九時(大ホール)については午後十時)まで	条例別表に掲げる午後六時から午後九時(大ホール)については午後十時)までの額	一時間以内	五十パーセントに相当する額	一時間を超え二時間以内	百パーセントに相当する額	二十五パーセントに相当する額	二十五パーセントに相当する額
午後九時(大ホール)については午後十時)から午前零時まで	条例別表に掲げる午後六時から午後九時(大ホール)については午後十時)までの額	一時間以内	五十パーセントに相当する額	一時間を超える場合	百パーセントに相当する額	五十パーセントに相当する額	五十パーセントに相当する額

別表第二(第七条関係)

区分	品名	単位	金額 (二回につき)	備考
大ホール	所作台	一式	三、五六〇円	
	平台	一枚	一一〇円	
	仮設花道	一箇所	二、三七〇円	
	花道用所作台	一式	一、一八〇円	

ローアーホリゾントライト	アップアホリゾントライト	スポットライト	スポットライト	第三ボーダーライト	第二ボーダーライト	第一ボーダーライト	ピアノ	吊りバトン	吊りバトン	木頭ツケ板	ホワイトボード	机	補助椅子	反響板	花台	演台	折たたみ馬	箱馬	譜面台	指揮台・譜面台	紗幕	上敷	毛せん	銀屏風	金屏風
一式	一式	一台	一台	一式	一式	一式	一台	一個	一個	一式	一個	一脚	一脚	一組	一台	一台	一個	一個	一台	一組	一枚	一枚	一枚	一双	一双
九四〇円	九四〇円	一七〇円	二三〇円	三五〇円	三五〇円	三五〇円	三、五六〇円	三五〇円	五九〇円	一一〇円	一一〇円	七〇円	四〇円	二、三七〇円	一一〇円	五九〇円	二〇円	二〇円	四〇円	二三〇円	五九〇円	一一〇円	一一〇円	八三〇円	八三〇円
二〇〇ワット	二〇〇ワット	五〇〇ワット	一キロワット	一五〇ワット	一五〇ワット	一五〇ワット	調律料を含まない。	手動式	電動式					両側正面及び天井を各一組とする。		脇台を含む。									

楽屋	スクリーン	一六ミリ映写機	三五ミリ映写機	エレベーターマイクローホン装置	マイクスタンド	録音再生機	1	ワイヤレスマイクローホン	マイクローホン	コンデンサーマイクローホン	拡声装置Bセット	拡声装置Aセット	先玉	ベーススタンド	ダブルマシン	波マシン	オーロラマシン	ミラーボール	エフェクトマシン	スタンド	ストリップライト	シーリングスポット	センターピンスポット	フロントサイドスポット	フットライト
一室	一式	一台	一台	一台	一台	一台	一本	一本	一本	一本	一式	一式	一個	一台	一台	一台	一台	一台	一台	一本	一台	一台	一台	一式	
五九〇円	一、一八〇円	三、五六〇円	四、七四〇円	三五〇円	六〇円	五九〇円	九四〇円	三五〇円	五九〇円	二、三七〇円	一、七八〇円	六〇円	六〇円	五九〇円	五九〇円	五九〇円	五九〇円	八三〇円	一一〇円	一七〇円	二三〇円	一、一八〇円	二三〇円	二九〇円	
	スクリーンのみ使用の場合			電動式			一チャンネル													一〇〇ワット	一キロワット	二キロワット	一キロワット	六〇ワット	

全館共通										小ホール							
その他の設備・器具	拡声装置B	2	ワイヤレスマイクrohホン	レーザーポインター	TVビデオセット	パネル支柱	パネル	スライド映写機	オーバーヘッドプロジェクター	移動式スクリーン	コンセント	ピアノ	マイクrohホン	CDプレーヤー	カセットテープレコーダー	拡声装置A	シャワー室
一個	一式	一本	一個	一式	一脚	一面	一台	一台	一台	一式	一個	一台	一本	一台	一台	一式	一室
五、〇〇〇円	五九〇円	五九〇円	一一〇円	一、一八〇円	二〇円	六〇円	五九〇円	五九〇円	五九〇円	五九〇円	一一〇円	二、三七〇円	二三〇円	五九〇円	五九〇円	一、一八〇円	五九〇円
	移動式									一キロワット		調律料は含まない。	有線			固定式	

備考

- 一 この表の額は、午前九時から正午まで、午後一時から午後五時まで及び午後六時から午後九時（大ホールについては午後十時）までをそれぞれ一回として算定するものとする。
- 二 一回の利用時間を超えて利用するときの額は、一時間ごとにこの表に掲げる金額の二十五パーセントに相当する額とする。
- 三 前項の場合において、超過時間が一時間未満であるときは一時間とし、一時間を超える場合において一時間未満の端数があるときは、当該端数の時間は、一時間として計算する。

別記様式（第2条関係）

指定管理者指定申請書

年 月 日

福岡県知事 殿

(申請者)

主たる事務所の所在地

団体名称

代表者氏名

印

福岡県立ももち文化センター条例第4条第1項の規定により、指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

公の施設の名称	
公の施設の所在地	
担当部署名	
担当者職名・氏名	
担当者連絡先	電話（ ） － ファックス（ ） －

告示

福岡県告示第千三百四十九号

議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等補償に関する条例に基づく身体障害者療護施設に準ずる施設（平成八年七月福岡県告示第千二百七十九号）の一部を次のように改正し、平成十八年四月一日から適用する。

平成十八年七月十四日

福岡県知事 麻生 渡

第三号を削る。

発行 福岡市博多区東公園七番七号
福岡県（総務部行政経営企画課）

印刷 福岡市博多区東比恵二丁目九番一號
九州チユーエツ株会社

定価 一箇月二、三五〇円（税込・郵便料別）